

## 2 減価償却資産耐用年数の変更

事業用資産の区分の見直しおよび耐用年数の見直しが行われました。これにより、すでに取得し、減価償却を開始している資産の計算方法が変更になります。

※主な耐用年数の例（主に農業用資産を中心に耐用年数の変更がありました）

旧資産区分	旧耐用年数	新資産区分	新耐用年数
コンバイン	5	農業用機械	7
スピードスプレヤー	5		
トラクター	8		
農業用構築物（金属）	15	農業用構築物（金属）	14

## 3 株式配当所得の分離課税申告

今回の申告から、株式の配当所得を分離課税分として申告することで、上場株式の損失金額を株式配当所得から差し引くことができるようになりました。

このとき、以下の点にご注意ください。

- 分離課税申告を選択した場合、申告する株式配当所得はすべて分離課税申告で申告しなければならない。
- 配当控除の適用はない。

## 固定資産税課税客体となる償却資産の申告について

償却資産とは、土地、家屋および自動車（自動車税および軽自動車税を支払うもの）を除く有形の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費にされるものをいいます。

所得税や法人税の確定申告で、これらの資産を減価償却費に計上している場合は、必ず申告が必要となります。

### 償却資産の例

- 1 構築物（家屋を除く）・・・門、塀、舗装道路、ネオンなど
- 2 機械および装置・・・モーター、プレス機、冷凍装置など
- 3 船舶・・・ボート、釣船など
- 4 航空機・・・飛行機、ヘリコプターなど
- 5 車両および運搬具・・・自転車、リヤカー、キャタピラを有する自動車など
- 6 工具・器具および備品・・・机、椅子、パソコンなど

（ただし、無形減価償却資産、少額の償却資産、一括して損金に算入される償却資産は除きます）

●基準日／1月1日(祝) ●申告期限／2月1日(月) ●提出先／税務課

※e L T A Xによる電子申告も可能になりました。ご利用ください。



中野由季乃さん  
芳賀中3年

**中野さん「税についての作文」で真岡税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞**

11月18日、真岡市民会館で、真岡税務署行政協力会および真岡税務署管内納税貯蓄組合連合会が主催する納税表彰式が行われました。

これは「税を考える週間」にあわせて実施されたもので、高校生や中学生から応募された作文の中から選ばれた優秀作品が表彰されました。芳賀町では、芳賀中3年の中野由季乃さんが真岡税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞を受賞しました。

中野さんは受賞した作文で「中学生になって、社会科で税金について習ったから「税」というものの大きさに気がきました。今の私の生活のほとんどは町の方々が汗水流して働いた税金によって成り立っていると言っても過言ではありません。同じ税金をたくさん使うにしても、本当に人の役に立つことに使われる方が納める側も使う側も気持ちがいいと思います。税金をどう使うかは国民一人一人が考えるべき問題です。明るくみんなが平等な社会をつくるため、私も税についてもっと深く考えていきたいと思えます」などと述べました。

# 未来へつなく あなたの納税 税務課からのお知らせ

税務課【☎028(677)6035】

## 住民税の変更点

### 1 住民税からの住宅借入金等特別税額控除について

平成22年度課税分より、平成21年～25年中に入居した人の分が追加されました。また、今までは控除を受けるための申告が必要でしたが、今回から原則不要になりました。控除の概要については、以下のとおりです。

#### 【対象者】

平成11年から平成18年の間に入居し、所得税の住宅ローン控除の対象者  
平成21年から平成25年の間に入居し、所得税の住宅ローン控除の対象者  
※平成19年および平成20年中に入居した人は、控除対象外となります。

#### 【対象金額】

住宅借入金等特別控除可能額－所得税額…①  
所得税課税標準額×5%（最高97,500円）…②  
①と②のうち、少ない額

#### 【対象期間】

所得税の住宅ローン控除を受けている期間

#### 【申告について】

原則不要となりました。

ただし、課税退職所得や山林所得平均課税の適用がある場合は、申告が必要になる場合があります。

※住宅控除の入居年による違いは、下表のとおりです。

（平成19・20年中の入居については、控除期間の選択制があるため、住民税からの控除はありません）



居住の用に供した日 (入居年月日)	年数	控除率	控除限度額 (万円)	控除期間	住民税からの 特別控除
平成11年1月1日から 平成13年6月30日まで	1～6	1%	50	15年	あり
	7～11	0.75%	37.5		
	12～15	0.5%	25		
平成13年7月1日から 平成16年12月31日まで	1～10	1%	50	10年	
	平成17年1月1日から 平成17年12月31日まで	1～8	1%	40	
平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで		9、10	0.5%	20	
	平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで	1～7	1%	30	10年
8～10		0.5%	15		
平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで	1～6	1%	25	10年 (15年)	なし
	<1～10>	<0.6%>	<15>		
	7～10	0.5%	12.5		
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	<11～15>	<0.4%>	<10>	10年 (15年)	
	1～6	1%	20		
	<1～10>	<0.6%>	<12>		
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	7～10	0.5%	10	10年 (15年)	
	<11～15>	<0.4%>	<8>		
	1～10	1% (1.2%)	50 (60)		
平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで	1～10	1% (1.2%)	40 (60)	10年	あり
			平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで		
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	1～10	1% (1.2%)	20 (30)		
			平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで		

※<>内は、控除期間15年を選択した場合の数値

※( )内は、長期優良住宅認定を受けている場合の数値